

## 名古屋大学男女共同参画室設置要項

### (設置)

第1 名古屋大学（以下「本学」という。）に、男女共同参画社会を推進するため、名古屋大学男女共同参画室（以下「男女共同参画室」という。）を置く。

### (業務)

第2 男女共同参画室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 2010ポジティブアクションに関すること。
- 二 ジェンダー差別・格差の是正、監視のための苦情処理制度に関すること。
- 三 男女共同参画社会推進産学官連携フォーラムに関すること。
- 四 文理複合的ジェンダー基礎研究プロジェクトに関すること。
- 五 政策研究プロジェクトに関すること。
- 六 その他本学の男女共同参画の推進に関し必要な事項

### (室長)

第3 男女共同参画室に室長を置く。

- 2 室長は、本学の教授又は助教授のうちから総長が任命する。
- 3 室長は、男女共同参画室の業務を掌理する。

### (室員)

第4 男女共同参画室に室員若干名を置く。

- 2 室員は、本学の教官のうちから総長が任命する。
- 3 室員は、室長の指示に従い、男女共同参画室の業務に従事する。

### (事務)

第5 男女共同参画室に関する事務は、関係部課の協力を得て、総務部人事課が行う。

### 附 則

この要項は、平成15年 1月21日から実施する。